

# 新型コロナウイルス感染症対策事業



## 原油価格・物価高騰対応支援事業

対象業種を拡充し、受付を開始しました。

**拡充する対象業種**＝農業、林業・鉱業、採石業、砂利採取業・電気、ガス、熱供給、水道業・情報通信業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業・学術研究、専門技術サービス業・宿泊業、飲食サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・教育、学習支援業・医療、福祉・サービス業（他に分類されないもの）

**対象者**＝以下の全てを満たす事業者

- ・令和4年3月31日以前から市内で事業を営み、事業継続に意欲のある事業者
- ・法人は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、原則として市内に本店登記があり市内に店舗または工場などを有する中小企業者であること。※中小企業基本法の定義による会社のほか、常時使用の従業員数300人以下の農事組合法人、医療法人、社会福祉法人が対象
- ・個人事業主は、本市の住民基本台帳（令和4年10月1日を基準日）に記録があり、市内または市外に事業所を有していること。※税申告における主たる収入が事業収入（営業収入、農業収入）である人が対象。ただし、農業収入の人は青色申告者が認定農業者のうち、販売収入がある人に限る。
- ・宗教上の組織または政治団体でないこと
- ・市税などに滞納がないこと（納税猶予の許可を受けている場合を除く）

- ・風営法に規定する性風俗関連特殊営業および当該営業に係る接客業務受託営業を行うものでないこと
- ・暴力団、暴力団員および暴力団関係者が事業に関与していないこと

**支給要件**＝売上高または粗利益について基準月額が比較対象月額と比較して10パーセント以上減少していること

**支給額**＝法人20万円、個人事業主10万円※1事業者につき1回限り

**申し込み**＝令和5年1月20日（金）までに、必要書類を郵送（当日消印有効）で商工振興課新型コロナウイルス経済対策室（〒376-8501桐生市役所）へ。申請用紙は市ホームページ、総合案内所（市役所1階）、新里・黒保根支所、各公民館にあります。詳しいことは、市ホームページや制度案内のチラシをご覧ください。

**問い合わせ**＝商工振興課新型コロナウイルス経済対策室（☎内線590・690）

### ■ ご注意ください

市が実施する次の新型コロナウイルス感染症対策事業と重複して申請することはできません。

公共交通事業者燃料高騰対策事業、黒保根支所高齢者リフレッシュ事業、公衆浴場対策事業、施設園芸用燃料価格高騰対策事業、肥料価格高騰対策事業、畜産飼料価格高騰対策事業



## 施設園芸用燃料価格高騰対策事業

原油価格の高騰に伴う施設園芸農家に対する燃料費負担軽減を図るため、燃料価格が一定の基準を超えた場合の購入費の一部を補助します。

なお、市が実施する新型コロナウイルス対策原油価格・物価高騰対応支援事業との重複申請はできません。

**対象**＝市内に住所を有する個人事業主、法人で施設園芸農業を営んでいる人

**対象経費**＝令和4年10月から令和5年1月までに購入した燃料で園芸施設の加温機などに使用する重油と灯油など

**補助額**＝対象期間中に購入した燃料購入金額の平均単価と市で定める単価の差に2分の1に購入量を乗じた金額以内

**申し込み**＝令和5年2月1日（水）から28日（火）までに、直接または郵送（必着）で農林振興課農業振興担当（市役所3階、☎内線567・840）へ。



## 肥料価格高騰対策事業

原油需要の増加などの影響に伴う肥料価格高騰により、経済的な影響を受けた市内農家に対して、肥料費の負担軽減を図るため、購入費の一部を補助します。

なお、市が実施する新型コロナウイルス対策原油価格・物価高騰対応支援事業との重複申請はできません。

**対象**＝市内に住所を有する個人または事業所を有する法人であり、販売農家で農業所得がほかの所得を上回る人※年金所得は除く

**補助額**＝令和3年度に確定申告または決算報告した肥料費の10パーセント（上限10万円）

**申し込み**＝11月18日（金）までに、直接または郵送（必着）で農林振興課農業振興担当（市役所3階、☎内線567・840）へ。